

議案第151号

大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例案

大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び職（以下「組織等」という。）」を削り、「都市改革監」を「大阪府市大都市局」に改める。

第2条中「組織等」を「組織」に改め、都市改革監の項を次のように改める。

大阪府市大都市局

- (1) 新たな大都市制度に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

都市改革監を廃止し、新たな大都市制度に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項を所管する大阪府市大都市局を市長直轄の直近下位の内部組織として新設するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市長直轄組織設置条例（抄）

（目 的）

第1条 市長の強力なリーダーシップの下に、市長の権限に属する事務を迅速に遂行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長直轄組織として次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

都市改革監
大阪府市大都市局

省 略

（事務分掌）

第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。
組織

都市改革監

- (1) 大都市制度その他の地方自治制度に係る企画及び立案並びに推進に関する事項
- (2) 市政運営に係る総合的な調整に関する事項
- (3) 重要施策の調査、企画及び連絡調整に関する事項

大阪府市大都市局

- (1) 新たな大都市制度に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

省 略